

第 1 1 0 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 3 月 2 4 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 2 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- | | | |
|---------|-------------------|--|
| 日程第 1 | 第 1 号議案 | 令和 5 年度宍粟市一般会計予算 |
| | 第 2 号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 3 号議案 | 令和 5 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 4 号議案 | 令和 5 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 5 号議案 | 令和 5 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 6 号議案 | 令和 5 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算 |
| | 第 7 号議案 | 令和 5 年度宍粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 8 号議案 | 令和 5 年度宍粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 9 号議案 | 令和 5 年度宍粟市病院事業特別会計予算 |
| 日程第 2 | 第 50号議案 | 御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 3 | 第 51号議案 | 令和 4 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 10号) |
| 日程第 4 | 第 52号議案 | 令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 5 | 第 53号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 6 | 第 54号議案 | 楓香荘解体工事請負契約の締結について |
| 日程第 7 | 第 55号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 8 | 発議第 1 号 | 宍粟市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 発議第 2 号 | 新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会の設置について |
| 日程第 1 0 | 総務経済常任委員会所管事務調査報告 | |
| | 文教民生常任委員会所管事務調査報告 | |
| 日程第 1 1 | 所管事務等調査について | |

追加日程第1	第 51号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）
追加日程第2	第 52号議案	令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
追加日程第3	第 53号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
追加日程第4	第 54号議案	楓香荘解体工事請負契約の締結について
追加日程第5	第 55号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程

日程第 1	第 1号議案	令和5年度宍粟市一般会計予算
	第 2号議案	令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 3号議案	令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 4号議案	令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 5号議案	令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 6号議案	令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 7号議案	令和5年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 8号議案	令和5年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 9号議案	令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算
日程第 2	第 50号議案	御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について
日程第 3	第 51号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）
日程第 4	第 52号議案	令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
日程第 5	第 53号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 6	第 54号議案	楓香荘解体工事請負契約の締結について
日程第 7	第 55号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 8	発議第 1号	宍粟市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について
日程第 9	発議第 2号	新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会の設置について
日程第 10	総務経済常任委員会所管事務調査報告	
	文教民生常任委員会所管事務調査報告	
日程第 11	所管事務等調査について	
追加日程第1	第 51号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）

追加日程第2 第 52号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
 追加日程第3 第 53号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 追加日程第4 第 54号議案 楓香荘解体工事請負契約の締結について
 追加日程第5 第 55号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

応 招 議 員（15名）

出 席 議 員（15名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 山 下 由 美 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 前 田 佳 重 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 欠 番	12 番 林 克 治 議員
13 番 欠 番	14 番 今 井 和 夫 議員
15 番 大久保 陽 一 議員	16 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員 な し

事 務 局 長 大 前 和 浩 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 長 橋 本 徹 君	産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
建 設 部 長 太 中 豊 和 君	一 宮 市 民 局 長 田 路 仁 君
波 賀 市 民 局 長 大 田 敦 子 君	千 種 市 民 局 長 井 口 靖 規 君
会 計 管 理 者 前 川 満 君	総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 大 谷 奈 雅 子 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(飯田吉則君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

まずここで、山下由美議員から3月9日の一般質問における発言について、会議規則第67条の規定により、不適切な発言があったため、お手元に配付した発言取消しの申出書のとおり、発言を取り消したい旨の申出がありました。

まず除斥については、地方自治法第117条のただし書きの規定により、除斥を求めないこととします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。よって、山下由美議員に除斥を求めないことに決しました。

ここで、申出書の内容について、山下由美議員に説明を求めます。

7番、山下由美議員。

○7番(山下由美君) 発言の取消しに当たり、おわびを申し上げます。このたび、3月9日の私の一般質問の発言の中で、適切ではない質問により議事進行を妨げる結果となりました。ここに議会を混乱させましたことを反省し、議員各位並びに市長はじめ、関係者におわびを申し上げます。

今後におきましては、議会議員といたしまして、議会の品位を保持し秩序を保つとともに、議会運営に協力してまいります。

○議長(飯田吉則君) お諮りします。

山下由美議員からの発言の取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、山下由美議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。お諮りします。

会議録から削除する発言については、その取扱いを議長に一任し、議長が後刻会議録を調査の上、適切な処置をすることについて御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、会議録から削除する発言については議長に一任することに決しました。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告 1、教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和4年度（令和3年度事業対象）宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 2、地方自治法第235条の2、第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が、監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 3、本日、市長から議案5件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第1号議案～第9号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計予算から、第9号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

当該9議案は、去る3月10日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 第110回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました令和5年度各会計予算に係る第1号議案から第9号議案までの9議案について、委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

まず、全体会につきましては、審査日が令和5年3月22日、審査場所は宍粟市議場、出席委員は予算決算常任委員会委員であります。

次に、小委員会である予算委員会は、審査日、令和5年3月13日、14日、15日及び16日で、審査場所は同じく宍粟市議場、出席委員などはお手元の資料のとおりであります。

説明員は、各部局長以下関係職員で、審査資料は、令和5年度宍粟市各会計予算書等報告書に記載のとおりでありますので、御高覧ください。

次に、審査の経過及び結果につきまして、令和5年2月27日の定例会において上程があり、3月10日に本委員会に付託された第1号議案から第9号議案までの令和5年度予算に係る9議案の審査は、同日委員会を招集し、7人の委員で構成する小

委員会、予算委員会で詳細審査をすることに決定しました。

予算委員会は、2月27日に予算審査に係る調査準備を進めるために設置し、正副委員長の互選、審査日程、及び審査要領等を協議しました。詳細審査は3月13日、14日、15日、16日の4日間で行い、令和5年度予算書及び主要施策に係る説明書を中心に、各部局ごとに説明員の出席を求め行いました。その後、22日に全体会を招集し、予算委員会の審査報告を受け、質疑及び自由討議を行いました。

委員長報告に対する質疑及び自由討議は、ありませんでした。

採決の結果は次のとおりです。

まず、第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第2号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第3号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案、令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案、令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案、令和5年度宍粟市下水道事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

審査の中で委員から出された主な質疑、回答、所感は次のとおりとなりますが、長文となりますので、予算決算常任委員会の所感を添えて報告に代えさせていただきます。

市長公室におきましては、発酵のまち推進事業については、市内の小学校3年生の授業で発酵文化や健康増進について学び、宍粟市に愛着を持つ子どもたちの育成を図ることは非常に大切である。一方、甘酒「にわの糍」に関してはPRを一層推

進する必要がある中で、健康増進を生かした観光を柱とし、ブランディング化して営業をかけることが必要と考える。

営業部設置事業については、費用に見合った成果が得られるように、目標値の達成に向け、官民の連携を密にして事業を進めるべきと考える。また、協定後の展開などが目に見える形で示されることを期待する。

総務部におきましては、F T T H通信機器更新業務については、市民のインターネット接続障害のリスクを軽減させるために、必要な費用であると考え。今後は、災害時に強い衛星を活用した通信技術などの導入も検討するべきではないのか。し
そうチャンネルについては、良視地域での加入率が上がらないのは、月額500円のみで加入できることが認知されていないからではと考えられ、良視地域へのP Rを進める必要がある。

市民生活部におきましては、地域生活交通対策事業について、一宮北部地域で開始された自家用有償運送「つれてってカー」の取組は、地域の移動手段として非常によいものと考えられ、他地域への拡大に向け、宍粟市の先進的事例として、課題等の検証を進められたい。協働のまちづくりについては、モデル地区の2地区では地域住民と一層協議を重ねて体制づくりを進めていただきたい。他の13地区においては、市において作成したまちづくり指針に基づき、参画と協働の考えを地域へ説明し、理解してもらうことが重要である。また、事務局体制の確立も併せて検討を進められたい。「宍粟版キエーロ」においては、可燃ごみの減量化対策と、特に夏場の2回収集の代替策として大いなる可能性を感じる。目標値を年間10台と言わず、もっと広く普及していくことを期待する

健康福祉部におきましては、出産・子育て応援事業は、保健師が他の複合的な支援にも取り組みつつ、地区別の担当を決め、工夫して進められており、今後の体制の充実が望まれる。ひきこもり対策推進事業は、北部におけるイベント型支援の実施及び、相談体制の充実において評価ができる。高齢者の通いの場づくり応援事業は、心身の健康づくりをはじめ、地域づくりにもつながっており、令和5年度も着実な推進を期待する。

産業部・農業委員会事務局におきましては、Jークレジット制度がもたらす効果としては、クレジット売買による経済効果の創出や環境問題に関心が高い町としてのP R効果などが考えられ、宍粟市の魅力の発信につながると考える。まずは市有林で検証を進める中で、私有林の事業地もプロジェクト登録の視野に入れるなど、規模の拡大を期待する。鳥獣対策事業については、令和5年度はシカ捕獲頭数を

1,500頭から2,100頭に設定し、予算を増額したことは評価できるが、一方で、猟友会と地域の連携を重要視しつつ、くくり罠等による地域自らの柔軟な捕獲体制の構築・強化にも努められたい。

建設部におきましては、特定空き家対策については、国の動向も見据え、法律や条例に基づき、対策の着実な推進が望まれる。道路新設改良事業は、魅力あるまちづくりには必要不可欠な社会基盤であり、人口流出抑制のダム機能整備を図るためにも、計画的な整備を推進されたい。下水道事業については、施設の適正管理、長寿命化を進めるとともに、健全な事業運営に向けた経営の合理化・効率化が必要と考える。

教育部におきましては、小中一貫教育推進事業については、推進教員を千種、波賀の学校に1名ずつ配置してあり、充実した体制の中で地域を巻き込んだ、小中一貫教育の推進に期待する。学校給食運営事業については、昨年度に比べて、特別栽培米「ちくさの舞」の使用や物価高騰により、1食当たりの単価も上がってきている中で、給食費を据え置きされていることは、市民へ周知すべき取組である。今後とも安定的な運営に努めていただきたい。

総合病院におきましては、令和5年度においては、コロナ関連補助金を収益に含まずとも黒字が確保できており、引き続き健全運営に期待する。令和5年度は常勤医師が1名プラスになり、新たな取組として、宍粟市出身の医師確保に働きかけられている。地域医療のニーズに的確に応えられるよう、今後も常勤医師や非常勤医師の確保に努められたい。新病院整備に関して、農業用水路工事、水門改修工事は的確な設計により進められたい。また基本設計での収支シミュレーションについては、議会内部で意見交換を重ねる方向で進んでいる。

会計課・議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局におきましては、特に意見はありませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第1号議案の討論を行います。

通告がありますので順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

令和5年度の一般会計予算におきましては、出産・子育て応援事業や、ひきこもり対策推進事業など評価できる事業もあります。しかしながら、以下の点を指摘させていただきたいと思います。

1点目は、市長公室危機管理課におきまして、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に対して、進んでいるとは言えない状況があり、危機管理課においても確実に予算を持ち、避難行動要支援者の意見や要望を聞き、施策を展開する必要があると考えます。

2点目は、総務部広報情報課において、メール配信環境整備事業として、緊急時の連絡事項を自治会長へ一斉に配信するなど、画一的に情報を伝達できる環境を整えるとのことです。趣旨は理解できますが、現在のFAX等での情報伝達をメールに切り替える施策の実行前に、自治会長への説明を行い、意見や要望等を聞く必要があるのではないかと考えます。

3点目は、市民生活部人権推進課の男女共同参画社会の形成、女性活躍の推進の事業において、昨年度より予算が減額されております。今年度の事業効果の説明として、世界規模での感染症の流行や頻発する自然災害により、顕在化したジェンダーに起因する様々な課題に対応するには、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同の視点を求めることが肝要であり、非常時において女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう配慮が求められるとあることから、予算の減額は適切ではないと考えます。

4点目は、健康福祉部障害福祉課の外出支援サービス事業であります。利用料金の引上げにより、事業効果として上げられております。外出が困難な障がいのある人や高齢者に対して対し、外出支援サービスを提供することにより、外出しやすい環境の確保と社会参加の促進を図ることができる、また、バス停が遠いなどの理由で、バスの利用が困難な高齢者の日常生活の外出を支援することにより、住み慣れた地域での自立した生活を支援することができるという目的が、果たせない状況下であります。令和5年度の予算において、改善策が取られていないことが問題であると考えます。

5点目は、教育部学校給食センターによります、学校給食運営事業であります。現在、各地で学校給食の無償化と国産、地場産食材の運動が進んでおります。宍粟市におきましては、多くの学校給食関係者の皆様の並々ならぬ永年の御努力により、安全で安心な生産者の方々の顔の見える食材は提供され続けております。その上に、子どもの権利として、給食費の無償化を行うべきであると考えます。子どもには学び成長する権利がありますが、経済的にも能力的にも自分でその権利を充足することはできません。それゆえに、憲法において義務教育の無償化が示されています。国の制度として無償化を要求することも必要であります。宍粟市の子どもたちの学び、成長する権利を保障するために、給食費の無償化を行うべきであると考えます。

以上、主な点を指摘いたしまして、反対討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 4番、浅田です。第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

本議案は、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次地域創生総合戦略の着実な推進を図るための重要な予算です。令和5年度一般会計の予算額は、227億3,000万円で、対前年度比3.2%の減、額にして7億4,000万円の減です。

減額の主な内容は、コロナ関連では、ワクチン接種費や給付金の減、教育関連では、幼保一元化施設1園の整備完了に伴う減や、小学校規模適正化に伴う学校施設整備完了に伴う減額などが要因であり、令和5年度の各施策を推進するための予算として、コロナ関連も含めて、当初予算においてはしっかりと計上されているものと考えます。

その主な施策の概要は、産業においては、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進や、新型コロナウイルス感染症拡大による消費の落ち込みを回復するための事業支援、観光振興では、日本酒発祥の地、発酵のふるさと、豊かな森林資源など、宍粟市特有の地域資源を活用し、認知度の向上と観光客の誘客を図る予算となっています。

環境分野においては、宍粟市では初めてとなるJ-クレジット制度創出への取組に着手するなど、ゼロカーボンシティを目指す取組となっています。また一宮、千種に続き、（仮称）波賀市民協働センター整備事業を計上するとともに、住民生活

に必要な公共交通を維持することで、生活圏の拠点づくりを引き続き推進する予算となっています。

教育においては、幼保一元化施設整備を推進し、就学前の幼児教育・保育の充実を図るとともに、小中一貫教育を推進し、学校教育の充実を図る予算となっています。また、図書館システムの更新や、文化財の保存活用を図るための計画策定に着手するなど、社会教育の充実を図る予算となっています。

保健・医療・福祉の分野においては、市民の命と健康を守る新病院建設事業や、訪問看護ステーションの充実を図る予算、児童福祉・高齢者福祉・障害福祉などの計画策定を行い、福祉の充実を図る予算となっています。

また、財政指標においては、実質公債費比率が3か年平均で、令和5年度見込みで4.9ポイントと、令和4年度見込みに対し0.7ポイントの減、将来負担比率は、令和5年度見込みで53.6ポイントと、令和4年度見込みに対し5.7ポイントの減となっており、健全な財政運営がされていると認められます。

このように本議案は、冒頭で述べたように、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び、第2次地域創生総合戦略の着実な推進を図るための重要な予算であり、この予算を可決し、着実に執行することが、市民の福祉向上につながるものであります。

議員各位には、賢明な判断をお願いし賛成討論とします。

○議長（飯田吉則君） 以上で、第1号議案の討論を終わります。

続いて、第2号について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第2号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

令和5年度国民健康保険税の所得割と均等割が引き上げられます。高過ぎる国民健康保険税が引き上げられ、国保世帯の医療を受ける権利が、ますます脅かされることとなります。一般会計からの法定外繰入を行い、国民健康保険税を引き下げるべきです。現時点においても、短期証が交付されておりますが、直ちに中止し市民の医療を受ける権利を守るべきです。

以上、主な点を指摘いたしまして、反対討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に賛成者の発言を許します。

10番、大畑俊明議員。

- 10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第2号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

国民健康保険事業は、令和9年度の標準保険料率の県内統一に向けて取り組んでいるところであります。特に、令和5年度からの5年間で重要であります。被保険者の保険料が急激な上昇とならないよう、計画的、段階的に保険料を調整する必要があること。そして、本会計の収支不足が生じることがないように、財政運営を図る必要があることなどを鑑み、提案されております令和5年度予算は妥当なものと判断し、賛成するものです。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 以上で、第2号議案の討論を終わります。

続いて、第3号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言の通告が提出されておられませんので、これで第3号議案の討論を終わります。

続いて、第4号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

- 7番（山下由美君） 7番の山下です。第4号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。高い介護保険料と合わせて年金から天引きされ、高齢者の生活を追い詰めています。昨年10月より75歳以上の人の原則1割の医療費窓口負担に、2割負担が導入されました。また、現時点においても、短期証が交付されていますが、直ちに中止し、安心して医療を受けられるようにすべきです。

以上、主な点を指摘いたしまして、反対討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

- 議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

- 5番（八木雄治君） 5番、八木です。第4号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わり、75歳以上の方と一定の障がいのあると認定された65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入し、医療給付等を受ける保険制度です。

都道府県ごとに全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療事務を行い、市町村では保険料の徴収と窓口業務を行っています。2年ごとの見直しで、令和4年10月から75歳以上の方等で、一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が1割から2割になりましたが、窓口負担割合が2割となる人への配慮措置もしっかりとされています。

財源には公費約5割、現役世代からの支援金が約4割のほか、高齢者からの保険料約1割で賄われています。しかし、保険料の支払いが困難になった方には、相談に寄り添い分納での支払い、短期証の発行も行い、生活に不安がないよう配慮もされています。

令和5年度の歳入歳出予算の総額は、6億513万6,000円と定めている第4号議案は適正と判断して、賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で、第4号議案の討論を終わります。

続いて、第5号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第5号議案、令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

宍粟市の介護保険料の月額基準額は6,700円であります。宍粟市の介護保険料は、県内においても高く、高齢者の生活を圧迫しています。介護保険料を何とか払っても、サービスを利用するときの利用料負担が重く、その人に必要なサービスを使えないという現状があります。また、高過ぎる介護保険料を払うことができず、保険給付制限を受けている人もおられます。介護保険料を引き下げる方向を考え、引下げを実行するべきであります。また、その人に必要なサービスを利用できるように、市独自で利用料の減免制度をつくるべきです。

以上、主な点を指摘いたしまして、反対討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

- 2番（垣口真也君） 2番、垣口です。第5号議案、令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険事業は、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や、介護期間の長期化など、介護に対するニーズが増大する中、御本人だけでなく、御家族にとっても、経済的にも精神的にも負担を軽減するために必要な制度であり、大きな力となっております。また、運営においても、介護予防に力を入れ、また自立支援等を推進することで、介護サービス費の抑制を図るとともに、国・県・市からの繰入れにより、介護保険料の市民負担軽減に努められておられます。

本議案は、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、包括ケアシステムのさらなる構築に努めていただくために、必要な適切な予算が計上されていることを認め、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（飯田吉則君） 以上で、第5号議案の討論を終わります。

続いて、第6号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで第6号議案の討論を終わります。

続いて、第7号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

- 7番（山下由美君） 7番の山下です。第7号議案、宍粟市水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

令和5年7月請求から水道料金が引き上げられます。厳しい社会情勢を考慮して、3年かけて段階的に水道料金を引上げ、最終的には約22%引き上げるということであります。これを受けて、福祉水道料金認定世帯の料金も引き上げられます。厳しい社会情勢を考慮するのなら、一般会計からの繰入れを行い、引上げをやめるべきであります。

以上主な点を指摘いたしまして、反対討論とさせていただきます。議議員各位の御賛同をどうかよろしく願いいたします。

- 議長（飯田吉則君） 次に賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第7号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度予算の収益的収入及び支出における水道事業収益が、収入として約11億6,970万円。水道事業費用が支出として約13億6,370万円で、約1億9,400万円の赤字となります。この収益の中には、営業外収益として宍粟市から1億7,200万円の繰入れがあります。また、資本的収入は約4億2,660万円で、この中には宍粟市から1億9,800万円の出資金があります。

資本的支出は約9億3,820万円で、その赤字額約5億1,160万円に対しては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額約2,190万円と、過年度分損益勘定留保資金約4億8,970万円で補填されます。

さきの第109回、12月定例会で可決されました水道料金の値上げと宍粟市からの補助金により、まだ赤字予算などがありますが、資金の減少を食い止める、抑制していく方向を向いた令和5年度予算になっており、この予算は可決すべきであります。

また、令和6年度以降もこの考え方を続けていくことにより、経営の黒字化に向けて進んでいくことは、12月において可決されておりました、各議員におかれましては御理解いただいていることと思います。

よって、私はこの第7号議案について賛成すべきと考えます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で第7号議案の討論を終わります。

続いて、第8号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで第8号議案の討論を終わります。

続いて、第9号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず反対者の発言を許します。

9番、前田佳重議員。

○9番（前田佳重君） 9番、前田佳重です。第9号議案、令和5年度宍粟市総合病院事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

新病院整備事業において、物価高騰を受け事業費が大きく膨らむ中での当初予算の調整であったはずだが、ちゅうちょなく事業を進めることは問題であるとする。

当初予算の審査の中で、病院当局から基本設計が令和4年度に完了することをも

って、令和5年度に引き続き実施設計に入るスケジュールをベースに、予算額を明記しているとの説明であるが、物価高騰後の基本設計やそれに関する収支試算などは、持続可能な公立病院としての医療提供体制を維持していくことに、不安を抱かざるを得ない内容である。したがって、新病院整備に関する基本設計及びそれに関する事業収支シミュレーションについて、疑問点も多くあることから、今の新病院基本設計段階で一度立ち止まることなく、前に進めることを認めることはできません。現状を是として進めることに反対いたします。

以上の点を指摘し、反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第9号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

宍粟総合病院には、西播磨北部地域の特定中核病院として、市民に安全で安心な医療を提供していただいております。また、コロナ禍後の医療提供体制やジェネリック医薬品の使用拡大、委託業務の効率化などにより、令和5年度については補助金もゼロベースで予算を組み、その上で黒字を確保する予算となっており、そのことから、このたびの予算委員会では、この病院事業予算は可決すべきとしたところであり、よって私はこの第9号議案について賛成すべきと考えます。

新病院整備事業に関してですが、このたび、実施設計、技術協力業務の受注者選定の手続が3か月後ろ倒しになったことで、設計業務の委託契約期間の延長と契約金額の倍増を債務負担行為により、議会において可決したところではありますが、再三の後ろ倒しが続いてしまうと、関係事業者との信頼関係はもちろんのこと、工事に関わっていただく業者の確保に重大な支障が生じることを懸念しております。その影響は、想像を超えるものとなる可能性があり、予期しない金銭的な負担の発生にもつながることです。

今議会において、このタイミングで新病院は持続可能な病院運営ができるのかという妥当性を議会として判断するため、特別委員会設置の発議が出ることになっていますが、議会としての結論を早急にどうするのかを早急に決めなければならず、特別委員会の設置期間である3か月も決定を遅らせるようなことになれば、大変なことになることを全議員が理解しておかなければなりません。このことは、まだ令和5年度の当初予算の範囲ではありませんが、状況によっては令和5年度の補正だ

けで解決できるレベルの話で収まらないかもしれません。この場ではこのことを御承知願いたい、お知りおき願いたいとだけ申し上げておりおきます。

前述のとおり、第9号議案に賛成する立場であります。議員各位の慎重な御判断を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 続いて、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第9号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算に、反対の立場から討論を行います。

新病院整備事業において、令和5年度当初予算は3億1,843万7,000円であり、令和5年度の事業内容は委託であります。新病院整備基本実施造成設計業務一式、新病院開院支援業務一式、新病院整備コンストラクション・マネジメント業務一式、新病院整備工事・実施設計・技術協力業務一式の委託料として、1億3,343万7,000円、また工事ではありますが、農業用水路等移設工事、新病院周辺施設整備事業の工事請負費として、1億8,500万円と説明をされました。大変多額の事業となっております。

一方で、持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、経営形態の見直しとして検討されている中に、地方公営企業法の全部適用が含まれております。全部適用となると、経営責任や採用、組織権限は市長から事業管理者に移り、行政の施策が反映されにくくなったり、また繰入金について調整が難航する可能性があるかと、公立病院改革プランに記載があります。

令和5年度の事業効果には、地域完結型医療の提供体制の拠点として、地域住民の命と健康を守り、安心して安全な医療の提供に寄与すると記載されています。そのためには、現在の経営形態を守る必要があると思います。

新病院整備事業において、現在の公立病院の経営形態を堅持できるのかどうか不明確であるので、賛成をすることができません。

以上主な点を指摘いたしまして、反対討論とさせとさせていただきます。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 14番、今井です。第9号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

この病院事業特別会計予算は、令和5年度の今の宍粟総合病院の経営と新病院建

設に係る予算を計上しているものです。現在の総合病院の経営につきましては、コロナの補助金の影響もあり、未処分利益剰余金が令和4年3月末で25億8,000万円になり、健全経営になっているものと思われま

す。新病院建設に係るものとしては、設計業務の委託、あるいは用地内の農業用水の付け替え工事等に合わせて、3億1,800万円を計上するものです。これも順調な新病院建設のための予定どおりの予算であると思われま

す。議会内において、新病院基本設計の財政シミュレーションの検証の特別委員会をつくる提案がされようとしていますが、それは現在のところ、議会内のことであり、新病院建設に関しては昨年来の議会の議決どおり、計画どおり進めていただくのが現在の流れであります。

よって、この病院事業特別会計予算は問題ないものであり、賛成すべきものと考えま

す。

○議長（飯田吉則君） 以上で第9号議案の討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第1号議案を採決いたします。

第1号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第1号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めま

す。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第1号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第2号議案を採決いたします。

第2号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第2号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めま

す。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第2号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第3号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第3号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第4号議案を採決いたします。

第4号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第4号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第5号議案を採決いたします。

第5号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第5号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第6号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第7号議案を採決いたします。

第7号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第7号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第8号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第9号議案を採決いたします。

第9号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第9号議案を委員長報告のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第50号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第2、第50号議案、御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本議案は、去る3月10日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和5年3月10日に審査依頼ありました第50号議案、御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定については、同同日に第21回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第50号議案の主な内容は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までのオート

キャンプ場の指定管理者に、株式会社ビーバーレコードを指定するものです。本件については、公募の結果、応募があったのはビーバーレコードの1社のみだったということです。同社は、家原遺跡公園やまほろばの湯の現指定管理者であり、一体的に管理することで施設の有効利用を図り、相乗効果を期待するとの説明がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第50号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第51号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第51号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） それでは、第51号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）におきまして、予算計上いたしました「しそうの子ども応援事業」につきまして、対象を高校生世代まで拡大し、図書カードと文化スポーツ用品件について、合わせて2万円の支援を行うため、その事業費を増額するとともに、繰越明許費の変更を行うものであります。財源は、公共施設等整備基金積立金を減額することで、一般財源を確保することとしております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第51号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第4 第52号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第4、第52号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） それでは、第52号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、特例臨時接種を令和6年3月末までの1年間延長することとなり、高齢者や基礎疾患がある方を対象に、春夏に5歳以上の全員を対象に、秋冬に接種する方向性が国において示されたことに伴い、当該接種事業に必要な事業費について、国庫支出金を財源として追加するものであります。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ1億2,502万5,000円を追加し、補正後の総額を228億5,502万5,000円とするものであります。諸事情御賢察の上、原案に

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第52号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第5 第53号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第53号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第53号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年1月14日午後5時30分ごろ、市管理地の管理上の瑕疵により、発生した車両の損害事故に関しまして、賠償を行う必要があることから、本件事故に係る和解と損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、発言通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第53号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第6 第54号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第54号議案、楓香荘解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第54号議案、楓香荘解体工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

楓香荘解体工事は、令和2年4月に閉館した楓香荘の跡地整備に当たり、現存する旧施設の解体を行うものであります。本工事の実施に当たり、去る令和5年3月9日に入札を執行した結果、株式会社ハミング、代表取締役光岡聡と契約金額1億2,969万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第54号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第7 第55号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第7、第55号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第55号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます

令和4年8月13日、午後3時40分頃、市が所有する消防車両が自治会所有の車庫のシャッターに接触したことにより、発生した物損事故に関しまして、賠償を行う必要があることから、本件事故に係る和解と損害賠償の額を定めることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第55号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前 10時35分休憩

午後 1時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、各常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第51号議案から第55号議案の5議案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第51号議案から第55号議案の5議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第51号議案

○議長（飯田吉則君） 追加日程第1、第51号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました第51号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第51号議案の主な内容は、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）において計上した「しそうの子ども応援事業」について、対象を高校世代まで拡大し、図書カードと文化スポーツ用品券について、合わせて2万円の支援を行うための事業

費の増額と繰越明許費の変更であります。

審査の中で委員からは、第10号議案、一般会計補正予算（第9号）との関係について質疑があり、当局からは、制度設計の段階から高校世代についても議論をしており、今回その部分の拡大であるが、新年度予算での対応では財源確保が不確定な部分があり、事務処理としても年度が分かれての事務は煩雑になることから、単年度で、令和4年度補正予算において事業を増額したものであるとの回答がありました。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第51号議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第51号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第51号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第2 第52号議案

○議長（飯田吉則君） 追加日程第2、第52号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました、第52号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第52号議案の主な内容は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、特例臨時接種を令和6年3月末までの1年間延長することとなり、高齢者や基礎疾患がある方を対象に春夏に接種を行い、5歳以上の全員を対象に秋冬に接種する方向性が国において示されたことに伴い、必要な事業について、国庫支出金を財源に追加するものです。

審査の中で委員からは、今回個人負担が発生するのかどうかとの質疑があり、当局からは、令和5年度においては従来どおりの臨時接種なので、自己負担はないとの回答がありました。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第52号議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第52号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第3 第53号議案

○議長(飯田吉則君) 追加日程第3、第53号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 本日審査依頼のありました第53号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、先ほど第22回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第53号議案の主な内容は、令和5年1月14日に発生した市管理地での車両損害事故について、市の管理上瑕疵によるものであることから、市の過失責任を100%とし、本件事故により生じた車両修繕費にかかる費用36万1,636円を賠償し、和解するものです。

部局から説明を受け、審査後に参考の賛否の確認をしましたところ、第53号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。第53号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第53号議案は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第4 第54号議案

○議長(飯田吉則君) 追加日程第4、第54号議案、楓香荘解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 本日審査依頼のありました第54号議案、楓香荘解体工事請負契約の締結については、先ほど、第22回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第54号議案の主な内容は、令和2年4月に閉館した楓香荘の跡地整備に当たり、既存する施設の解体を行うための契約を締結するものです。契約相手は入札の結果、株式会社ハミングに決定をしたとのこと。この工事は、土壌汚染対策法に関する調査が必要となったことから、当初のスケジュールより遅れて発注することになったものであり、令和4年度の繰越事業として令和5年9月までの完了を見込んでいたとの説明がありました。

部局からの説明を受け、審査後に参考に賛否の確認をしましたところ、第54号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。第54号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第54号議案は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第5 第55号議案

○議長(飯田吉則君) 追加日程第5、第55号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 本日審査依頼のありました第55号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、先ほど第22回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第55号議案の主な内容は、令和4年8月13日に発生した市が所有する消防車両が自治会所有の車庫に接触した物損事故について、市の過失責任を100%とし、本件事故により生じた車庫のシャッター修繕にかかる費用248万6,323円を賠償し、和解

するものです。

部局から説明を受け、審査後に参考に賛否の確認をしましたところ、第55号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第55号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 発議第1号

○議長（飯田吉則君） 日程第8、発議第1号、宍粟市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本発議は、議会運営委員長から提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、今井和夫議員。

○議会運営委員長（今井和夫君） 発議第1号、宍粟市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案の趣旨について御説明を申し

上げます。

宍粟市議会議員が、療養等の正当な理由により、議員活動を行うことができない場合、または刑事事件の被疑者、もしくは被告人として法律上の身体を拘束する処分を受けた場合における、当該議員の報酬及び期末手当の支給を減額等するため、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例として、この条例を制定しようとするものであります。

議員各位には、条例制定の趣旨に御賛同を賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号を採決いたします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第2号

○議長（飯田吉則君） 日程第9、発議第2号、新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本発議は、議会運営委員長から提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、今井和夫議員。

- 議会運営委員長（今井和夫君） 発議第2号、新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会の設置について、提案の趣旨について御説明を申し上げます。

新病院整備事業の基本設計時に示された開院後10年間の収支試算結果について、病院運営が持続可能かという妥当性を議会として判断するため、特別委員会を設置しようとするものであります。議員各位には、条例制定の趣旨に御賛同を賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（飯田吉則君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、林克治議員。

- 12番（林 克治君） 12番、林でございます。

2点ほどちょっと質問させていただきますけれども、新病院に関する特別委員会を設置するという事なんですけれども、宍粟市の議会委員会条例というのがあるんですけれども、その中に委員会についていろいろと規定されております。その中の第2条の第2項ですけれども、これには常任委員会の名称とか、所管、いろいろ規定されております。その中の総合病院の所管に関する事項、これの所管は文教民生常任委員会とすると規定されておるんです。

ですから、文教民生常任委員会が今までずっと調査とか、審査をしてきております。そういう関係で、なぜ新たに特別委員会を設置するのか、ちょっと解せないところがあるんですけれども、そのなぜ特別委員会を設置するか、理由を聞かせてほしいと思います。

それと、特別委員会を設置する場合の要件というのがございますけれども、その中の三つほどあるんですけれども、その中の一つに、常任委員会の所属が明確でない場合に、特別委員会設置できるということがございます。これは、この病院については、所属の常任委員会が明確になっております。それなのになぜ、特別委員会を設置するのかちょっとお答え願います。

- 議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

14番、今井和夫議員。

- 議会運営委員長（今井和夫君） 委員会条例において、総合病院は文教民生常任委

員会の所管となっているのに、なぜ特別委員会を設置するかと、そういう趣旨の御質疑かと思えます。それに対し、議会運営委員会委員長の立場で答弁させていただきます。

林議員の言われる意見は、議会運営委員会の議論の中でも出てきました。しかしながら、今回の新病院建設は、宍粟市始まって以来の大事業であり、文教民生常任委員会の所管事務の範疇だけでなく、総務経済常任委員会の所管事務にも大きく関わってくることなので、この際文教民生常任委員会の枠を超えて、特別委員会をつくって、そこで調査していくべきであるとの意見が多数を占め、今回の特別委員会をつくるということに決定したものであります。

以上です。

- 議長（飯田吉則君） もう一点。
- 議会運営委員長（今井和夫君） その議会規則やったかな。それも基本的には同じ趣旨だと思うんです。要するに常任委員会の中に、新病院というものが入ってるけども、なぜ文教民生でしないのかという、その部分だと思うんですけども、そこについても基本的には同じような形で、範疇を超えているからという、その意見が多数でございました。
- 議長（飯田吉則君） 林議員。
- 12番（林 克治君） 再質問をさせていただきますけど、総務経済常任委員会と関連するところがあるから、特別委員会を設置すると言われたように思うんですけど、どの部分が総務経済常任委員会と関わりがある部分なんですか。
- 議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。
- 議会運営委員長（今井和夫君） 議会運営委員会の中で出てきた議論としましては、やはり大きくこれ宍粟市始まって以来の大事業であると、いわゆる財政面ですね、財政面の部分が特に大きく、そういう部分ではやっぱり総務部あるいは、市を挙げてしっかり取り組んでいくというような意味合いにおいては、市長公室、その辺の部局等々も非常に大きく関わってくることであるという、そういうふうな部分で、両方に関わることかなというふうな意見でありました。
- 議長（飯田吉則君） 林議員。
- 12番（林 克治君） その財政的な面が、総務経済常任委員会の所管の部署と関係があるということなんですけど、行政全般、財政的なことは全部つき回ってるんです。どの部署に関してもね。それと宍粟市始まって以来の大事業やと言われますけど、この事業は病院を建て替えるという事業なんで、それは金額が大きいかも分

からんけど、宍粟市始まって以来の大事業とは思いません。それは計画的に建設をしていこうというところなんで、そんなことを言いよったら、全部総務経済常任委員会と文教民生常任委員会、二つの常任委員がありますけども、合同で審査せんとあかんようになりますよ。

それと、12月の定例会の最終日に、新病院建設に関する所管事務調査を閉会中の所管事務調査をしますということで議決されて、文教民生常任委員会で調査されておるはずですよ。何で、今まではやっておいて、今回に限って特別委員会を設置するんですか。もうこれで質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○議会運営委員長（今井和夫君） 林議員のおっしゃることは、議会運営委員会の中でも出てきました。ただ、先ほども言いましたように、この際文教の枠を超えて、特別委員会をつくっていただきたいという、そちらの意見のほうが多数を占めたという次第であります。

そこでもう一つ出てきたのが、前回も新病院建設の特別委員会をつくっていたと、それも同じ状況であるけども、つくっていたという部分で、今回も同じようにつくってもいいんじゃないかという、そういう意見も出てきております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず反対者の発言を許します。

12番、林克治議員。

○12番（林 克治君） 12番、林でございます。私は反対の立場から討論をいたします。

質疑の中でもしましたけども、委員会条例で病院に関することは、文教民生常任委員会の所管ということは、ちゃんと決められとんです。条例は市にとったら最高の法規なんです。これにちゃんと規定されることを無視して、特別委員会設置することとは、法規を守らないということになるろうかと思うんです。もし、これを特別委員会設置しようとするんだったら、委員会条例を改正してからにしてください、そうすべきだと思うんです。

それと、質疑の中で質問しましたけども、ちゃんと委員会条例に規定されることは守るべきであって、委員会条例どおりすれば、特別委員会設置できないはずですよ。それと、特別委員会設置の要件にも該当していません。

そういうことから、特別委員会は設置できないということで、反対をさせていただきます。議員各位の賛同をお願いして、反対の討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 2番、垣口です。発議第2号、新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会の設置について、賛成の立場で討論させていただきます。

新病院整備事業は、市民の関心も高く、総合病院部局だけでなく、財政、建設など、市行政全般にわたる事業であり、一つの常任委員会で担うべき範囲を超えた事業であります。新病院は、これから実施設計に向け、取りかかろうとされている中で、議会は市民の代表として、統一された考え方、判断をその都度表明する責任があります。今回、特別委員会を設置し、収支試算結果についての妥当性を判断することは、今後の新病院整備を多くの市民が納得して円滑に進めていく上で、非常に重要な意味を持ちます。

常任委員会で、他の部局の所管事務調査などと合わせ、時間をかけ進めるのではなく、特別調査委員会を設置し短期集中で取りかかることで、示されている新病院のスケジュールに遅れを生じさせることなく、市と議会と市民にとって、よりよい病院整備をすることができるものであります。

よって、本発議には賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号を起立により採決いたします。

お諮りします。

発議第2号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

発議第2号は原案のとおり可決するに決しました。

ただいま設置されました新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

2番、垣口真也議員、3番、神吉正男議員、5番、八木雄治議員、8番、津田晃伸議員、10番、大畑利明議員、14番、今井和夫議員、以上6名を新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会委員に選任いたします。

次に、特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に互選をお願いしておきます。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時34分休憩

午後 1時55分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので御報告いたします。

新病院整備の基本設計における収支試算結果に関する調査特別委員会、委員長に大畑利明議員、副委員長に垣口真也議員となりました。

なお、この委員会の調査事件につきましては、閉会中の継続調査に付したいとのこと。この件については、後ほどお諮りしたいと思います。

日程第10 総務経済常任委員会所管事務調査報告

文教民生常任委員会所管事務調査報告

○議長（飯田吉則君） 日程第10、総務経済常任委員会所管事務調査報告及び文教民生常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

まず、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） それでは、ただいまより少し皆様のお時間をいただきまして、総務経済常任委員会で継続調査事項としておりました2点について報告を申し上げます。

詳細については、お手元に報告書を配付しておりますので、そちらを御覧いただき、要点のみ報告させていただきます。

まず一つ目、営業部設置事業の今後の在り方について報告いたします。調査期間は、令和5年1月5日から令和5年3月24日です。

報告書1ページを御覧ください。

部局からの資料請求や委員会での質疑、さらに委員間討議を踏まえて、まず現状の整理を行い、2ページ目に課題を抽出させていただきました。

主なものになりますが、民間のノウハウを職員が直接肌で感じ、職員のスキルアップにつながる事業とすべきであるが、現状はそういった仕組みになっていないこと。民間企業との包括協定や、企業支援のプロジェクトによって、広報面では一定の成果が出ているかもしれないが、900万円の委託料に見合った費用対効果とは言いがたいこと。組織の横の連携がうまく取れていないと感じることなどを課題として捉え、それらの改善に向けたまとめとして、3点を整理しました。

3ページ目を御覧ください。

課題解決に向けて、まず1点目に、費用対効果を重視すること。900万円を費やし、協定を締結しただけでは、宍粟市の利益につながっているとは言えず、金額以上の成果を目に見える形で早急に示していく必要があると考えます。また、営業活動への職員の同行頻度を増やすなど、職員のスキルアップのための仕組みを整え、職員の関わり方の意識を改善していくべきと考えました。

2点目に、協定を結ぶことをゴールとせず、目標数値やビジョンを明確にすること。民間企業との連携協定の締結には様々な可能性がありますが、締結した後の継続した関わりを各担当部署や関係団体に任せていては、ただの企業セールスで終わってしまいます。アポイント件数や観光客1人当たりの消費額など、客観的に判断できるゴールを設定し、その達成に向け、次のステップでは誰が何をやるべきなのか、総括する立場の市長公室が適時確認し、PDCAサイクルの下進めていくべきものであると考えます。

3点目に、商材の確立を並行して推し進めること。現在、来訪者が体験、飲食、お土産等で消費してくれている場所やものづくりといった、また宍粟市へ来たいと感じてもらえるような受け皿整備が十分とは言えません。はっきりとここでこうやってお金を落としてもらおうという商品や、サービスを充実させることを、最優先事項として取り組まれたいと考えます。

営業部設置事業に関する報告は、以上です。

続いてもう一方の、北部活性化事業について報告いたします。こちらの調査期間は令和3年10月12日から令和5年3月24日です。

宍粟市は、令和2年末に株式会社モンベルと包括連携協定を結んでおり、ブランド力を活用してのPRや、アウトドアアクティビティの環境整備等により知名度を上げ、交流人口の増加を目指しております。この北部活性化という大きな取組の中で、今回総務経済常任委員会としては、電動アシストつきマウンテンバイクのE-BIKEの活用に焦点を絞り、調査を行いました。

報告書の1ページを御覧ください。

部局からの資料請求や委員会での質疑を踏まえ、現状の整理を行いました。

4ページを御覧ください。

その中でE-BIKEに関しての課題を抽出しました。主な点を上げますと、市内外での認知度が低いこと。北部地域における冬季の活用が不十分なこと。E-BIKEの導入による経済波及効果、費用対効果の分析ができる仕組みになっていないこと。マンパワー不足の問題があることなどを課題として捉え、それらの課題解決に向けたまとめとして、報告書5ページに記載しております。

1点目に、市民向けの広報に力を入れるとともに、市民が利用しやすくするための環境をつくり、まず市内の子どもたちにE-BIKEのよさを分かってもらい、情報発信をしてもらうことです。

2点目に、冬季の北部地域では、積雪によって十分な活用ができないことが想定されるため、E-BIKEの配置替えなども検討し、南部地域のサイクルルート等を充実させることです。

3点目と4点目は、それぞれの所掌する事務において、目標数値を明確にすることです。

5点目に、デジタル技術の活用も含め、経済波及効果の分析を可能とする体制を整備することです。

最後6点目に、観光協会・産業部・市長公室の連携を強化し、統括責任の所在を明確にしておく必要があることです。

以上報告といたしますが、北部活性化事業につきましては、最初に申し上げましたとおり、非常に大きな事業であることから、今回のE-BIKE以外の部分についても、引き続き総務経済常任委員会で調査を行っていく必要があることも申し添え、以上で報告を終了いたします。

以上で終了します。

○議長（飯田吉則君） 次に、文教民生常任委員会に報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 文教民生常任委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査の申出を行いました事項について、調査を終了しましたので会議規則第111条の規定により報告をいたします。

たくさんの調査項目となっておりますので、報告は要点のみでしたいと思います。あとは皆さんのほうで御高覧いただきたいと思います。

まず調査事項は、地域生活交通対策事業を三方・繁盛地区に関する事項のほか、8項目であります。調査日は、令和3年7月8日から令和5年2月13日までの16の委員会と、あと議会の独自の現地調査並びに、おでかけ市議会を開催をいたしております。調査事項のポイントと今後の方策について、簡単に御報告申し上げます。

まず1ページ、地域生活交通対策事業に関してですが、一宮北部地域の小型バス路線の乗車体験を通じまして、現状と課題の把握、代替交通の在り方について調査を行ってきました。当該地域では4路線の全てにおいて、市の見直し基準を大幅に下回り、何らかの方策が必要であること。また、路線バス発着点のJAハリマみかたが大きく様変わりし、その機能を果たせなくなっており、地域住民の利用ニーズに合致しない現状があります。このため、当該地域では、地域主体の自家用有償旅客運送という、新たな輸送手段の取組が実証実験として展開されました。

本年4月からは、本格実施に向け取組が進められますが、地域に合った輸送手段として、安全かつ持続的に事業が継続されますよう、今後とも行政の財政を含めた支援、あるいはバス事業者など、専門事業者により安全管理への指導、協力、そういう体制の確立が必要であると考えます。

次に4ページ、ごみ減量再資源化に関してでございますが、中でも生ごみと使用済み紙おむつの焼却処分に、大量の化石燃料を費やしております。その処理経費や環境負荷が高いという課題を抱えていることなどから、生ごみと使用済み紙おむつを資源として再生利用できるかどうかについて、調査を進めてきました。

現在市は、ごみの発生抑制と生ごみ堆肥化の取組について、段ボールコンポスト、キエーロの普及啓発を図り、生ごみの資源化につながる政策展開を行うとしておりますが、根本的な問題解決策としては、地域循環共生型のまちづくりとして、農業振興や雇用創出など、地域活性化につながる取組の展開が重要と捉えております。今後、し尿処理施設などの更新に合わせた調査研究を進めていただきたいと思います。また、使用済み紙おむつにつきましても、紙おむつに含まれるパルプやプラスチックなどの資源の再生と利活用の方向性を研究すべきであると考えます。

次6ページ、外出支援サービスの事業に関しまして、障がい者や高齢者の移動及

び外出の支援は交通の問題として捉えるのではなく、移動困難者に対する生活支援としての多様な取組が必要であり、これは社会保障の一つとして位置づけるべき課題であります。このため、移動外出支援の手段としては、タクシー事業者に限定せず、多様な手段と仕組みによる支援方策について、調査を行ってきました。具体的な方策につきましては、議会から市へ政策提言として提案をしておりますので、御検討いただきたいと思います。

次に9ページ、ひきこもり対策事業に関してですが、宍粟市のひきこもり対策事業は、県下でも先進的な取組が展開をされております。そこで、市が業務委託を行っております、居場所「歩歩」におけるおでかけ市議会を開催し、その取組について調査を行ってまいりました。

その調査から、ひきこもり対策事業は、就労支援よりも居場所の存在と伴走型支援が必要であるということ。また、その伴走型支援を行うピアサポーターの存在が大きな役割を果たしていることを学んできました。

結果として、議会からは、多様な機関でひきこもりの相談をキャッチできる、プラットフォームの体制づくりとネットワークの構築。二つ目に、社会参加支援の充実と、複数の居場所づくり。三つ目に、ピアサポーターは、ひきこもり支援の充実と施策の推進上、不可欠な人材であることと、その処遇改善の必要性について、政策提言を行ってきましたので、これについても御検討いただきたいと思います。

次に12ページ、幼保一元化推進事業に関しましては、城下地区幼保一元化認定こども園整備事業に係る候補地の選定に向けて、また少子化の進行などから、認定こども園の施設整備計画の中止と、幼稚園における3歳児教育、給食実施、あずかり保育を一体的に実施していくことなどの調査を実施してまいりました。

子ども・子育て支援新制度が検討された背景には、質の高い幼児教育や保育を総合的に提供するという視点があります。今後はしそ子ども指針に基づき、ソフト面を重視した施策の実践を求めるものであります。

次に、また11ページに戻りますが、新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、臨時診療所の設置や、スムーズなワクチン接種、自宅療養者へのフォローアップなど、努力を展開されてきました。その他、いじめ、不登校に関する事項、新病院の整備並びに病院の経営強化プランに関する事項などは、今後も継続調査が必要であるということで、中間報告とさせていただきますと思います。

最後になりましたが、今継続調査に当たり、関係各部局の職員の皆さんには、説明員として誠意ある対応と調査に要する資料の提供をいただきましたことを感謝申

し上げまして、終了報告といたします。

○議長（飯田吉則君） ただいま各常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

これで委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第11 所管事務等調査

○議長（飯田吉則君） 日程第11、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。以上で本日の日程は終了いたしました。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、第110回宍粟市議会定例会閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

第110回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今年は、例年になく早々と桜が開花を始め、すっかり春めいてまいりました。去る2月27日に開会いたしました第110回宍粟市議会定例会は、議員各位、市長をはじめ、当局説明員の皆様の御協力の下、本日をもって無事閉会の運びとなりました。

本定例会におきましては、令和4年度補正予算、使用料及び手数料の見直しによる公共施設等条例の一部改正、宍粟市原不動滝公園施設条例の制定、令和5年度予算、さらに追加議案を含め55件の議案について、慎重審議をいただきました。

特に、令和5年度予算につきましては、神吉委員長、浅田副委員長をはじめとする予算委員会委員の皆様には、連日の予算審査、大変御苦労さまでした。議員各位の御精励により、ここに全議案が議了いたしました。

また、発議による議員報酬等の特例に関する条例の制定、新病院整備の基本設計

における収支試算結果に関する調査特別委員会の設置につきましても、承認、決定いただきましたことは、議会として意味のある意思決定ができたのではないかと思います。

最後に、議員各位、市長はじめ、当局職員におかれましては、健康に御留意いただき、宍粟市民の皆様様の安心安全と福祉の向上に向けて、なお一層御尽力いただきますことをお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○市長（福元晶三君） 第110回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

桜の便りも届き始め、春の訪れを感じる季節になりました。先月27日に開会いたしました第110回宍粟市議会定例会は、飯田議長、大久保副議長をはじめ、議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

今定例会におきましては、令和4年度補正予算、令和5年度予算等々の追加議案も含め55件の議案につきまして、慎重に御審議をいただきましたことを改めてお礼を申し上げます。

本定例会の中では、人口流出抑制の第2のダム機能となる市役所周辺の魅力のあるまちづくりの取組など、様々な御提案をいただきました。今回の議員各位からいただいた意見等については、十分に留意しながら、迅速かつ適切に対応する所存であります。

来る令和5年度は、施政方針でも申し上げたとおり、先人から引き継いできた豊かな自然、歴史、文化、人の営みなどの貴重な財産を、次世代の若者たちにしっかりと継承していくために、風景街道づくりを通じて各施策を推進してまいります。

さらに、住み続けたい、住んでみたいまち、安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまちの実現に向けて、教育・子育て環境をしっかりと守っていくこと、地域医療体制を充実させることが非常に重要であると捉えております。

その中におきましても、総合病院におきましては、博愛病院から郡民病院を経て現在に至りますが、この間にはその時々トップも含めて、その任に当たっていただいた方々の並々ならぬ努力のおかげで、今日まで病院を守っていただきました。

今日の社会情勢は非常に目まぐるしく変化しており、人口減少、少子高齢化に加え、物価上昇など、宍粟市を取り巻く状況は大変厳しいものではあります。私たちは責任を持って次世代に総合病院を継承していかなければなりません。

市民の皆様には、総合病院をより身近なものとして大切に思い、共に育てていた

だくことこそが、最も重要であると思っております。引き続き、総合病院の役割や新病院の機能などについて、広報等を通じて御理解が深まるよう努力を行うとともに、令和8年度末の新病院の開業開院を目指して、立ち止まることなく着実に推進をしていく所存であります。

結びに、進路新年度にかけて、議員各位には、公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分御留意をいただき、本市の発展のため、御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

長期間にわたりありがとうございました。

(午後 2時19分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 今 井 和 夫

宍粟市議会議員 中 本 隆 敏